

第 1 章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

我が国では、医療技術の進歩や生活水準の向上、生活環境の改善などを背景に平均寿命が伸長し、世界有数の長寿国となっています。

しかし一方では、高齢化の進行やライフスタイルの多様化などに伴い、生活習慣病の増加や認知症、寝たきりの要介護者の増加などが社会的な課題となっています。

国においては、「健康日本21（第2次）」において、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現に向けて、生活習慣病の発症や重症化の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上などを盛り込み、健康増進の総合的な推進を図っています。

鳥取県においては、「鳥取県健康づくり文化創造プラン（第3次）」において、県民一人ひとりが自らの健康づくりを進めるとともに、地域や職域など社会全体で健康づくりを強力に推進する環境を整備することなどを重点事項として取り組んでいます。

本市では、これまで「境港市まちづくり総合プラン（第9次総合計画）」の基本理念である「心豊かに、安心して暮らせるまちづくり」に基づいて、市民の健康づくりの推進についての施策を展開してきましたが、市民の健康づくり全般における将来ビジョン、健康目標達成のための数値設定や具体的な行動内容等を定めた「境港市健康づくり推進計画」を新たに策定し、健康寿命の延伸を図っていきます。

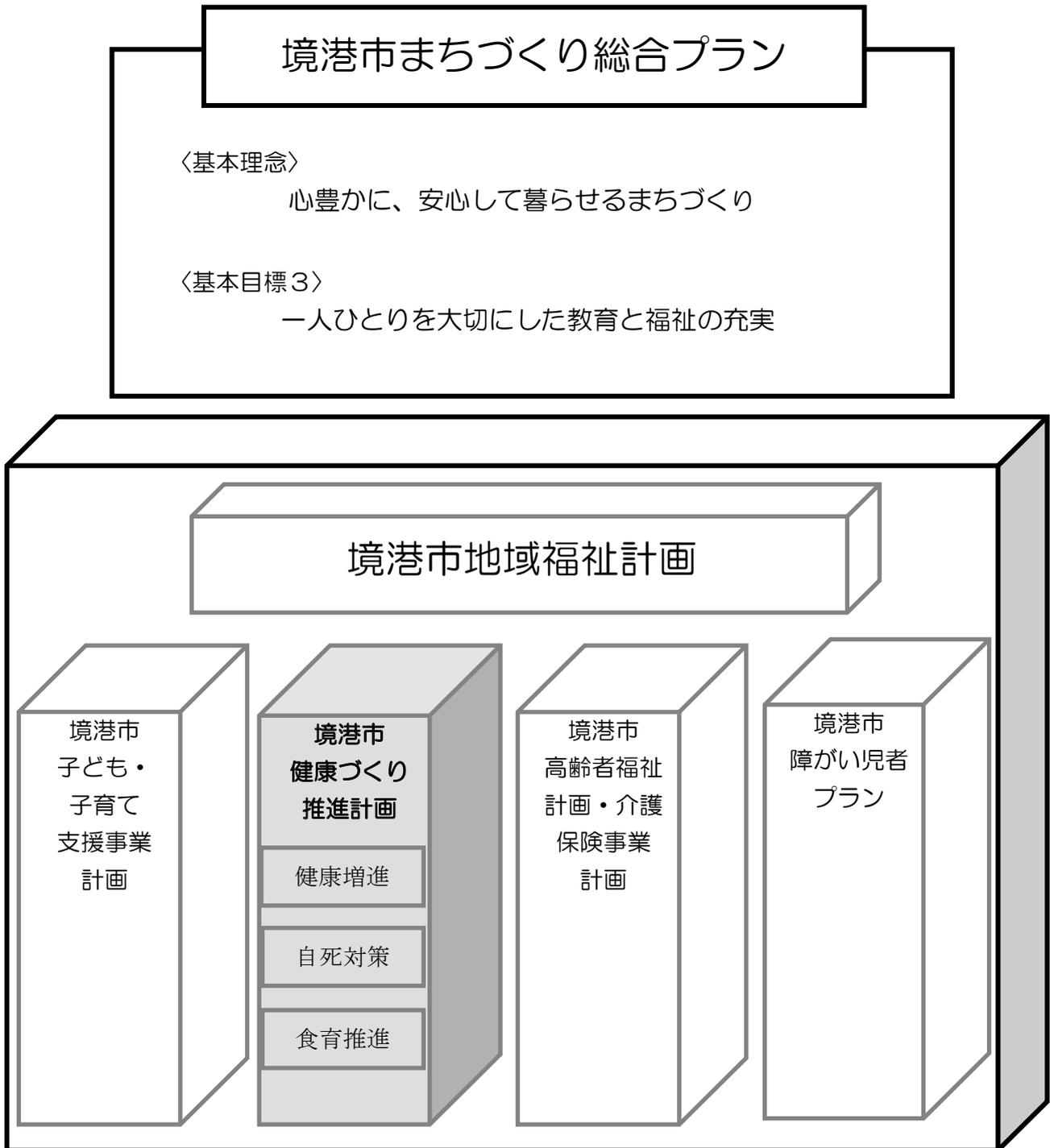
本計画の推進にあたっては、各ライフステージに応じた取り組みを関係機関・団体等と協力・連携を図りながら進めていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法に基づく「健康増進計画」と食育基本法に基づく「食育推進計画」及び自殺対策基本法に基づく「自殺対策計画」を一体的に策定するものです。

国の「健康日本21（第2次）」や鳥取県の「鳥取県健康づくり文化創造プラン（第3次）」等の内容を踏まえながら、市政運営の指針となる「境港市まちづくり総合プラン（第9次総合計画）」と昨年度策定された「境港市地域福祉計画（第3期）」を上位計画として、「境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「境港市子ども・子育て支援事業計画」、「境港市障がい児者プラン」など、関連するその他の計画との整合性を図りながら、市民の健康づくりを総合的に推進するための計画となります。

(イメージ図)



※なお、鳥取県が、法律名など一部の用語を除き、原則として「自殺」という言葉に代えて「自死」という言葉を用いることになったことに合わせ、境港市でも、平成25年度から「自殺」を「自死」と表記しています。

4 施策の体系

基本目標を「心身ともに 元気でいきいきと暮らし 健康寿命をのばそう」とし、7分野において取り組みの方向性を定め、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。ライフステージの考え方は、生活習慣に影響する4つのステージ（妊娠期・乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期）に設定します。また、市民一人ひとりが自己の選択に基づいて、主体的に健康づくりに取り組むとともに、地域全体でこれを支援する環境を整備し、個人と地域の健康づくりを推進します。

